

Title	スイス国際倒産法の改正
Sub Title	Reform of the Swiss international insolvency law
Author	芳賀, 雅顯(Haga, Masaaki)
Publisher	
Publication year	2024
Jtitle	科学研究費補助金研究成果報告書 (2023.)
JaLC DOI	
Abstract	近年のスイス連邦国際私法改正に伴う、国際倒産法の規律をめぐる議論の検討を行った。具体的には、国際倒産管轄、並行倒産の規律、外国倒産手続の承認などといった諸問題について、スイスにおける従来の規律およびそれに対する学説の議論内容の確認、改正法の内容と学説の議論について、ヨーロッパ倒産規則やドイツ法などの比較を通じて、日本法への示唆を検討した。 I examined the debate over the rules of international insolvency law in the framework of the recent amendments to Swiss Private International Law. In other words, with regard to various issues such as international insolvency jurisdiction, rules on parallel insolvency proceedings, recognition of foreign insolvency proceedings, etc., I examined the contents of the existing rules in Swiss Private International Law and academic discussions on them, and examined their implications for Japanese law by comparing the contents of the revised law and academic discussions on the European Insolvency Regulation and German law, etc.
Notes	研究種目：基盤研究 (C) (一般) 研究期間：2021～2023 課題番号：21K01255 研究分野：民事手続法
Genre	Research Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=KAKEN_21K01255seika

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

令和 6 年 5 月 29 日現在

機関番号：32612

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2021～2023

課題番号：21K01255

研究課題名(和文) スイス国際倒産法の改正

研究課題名(英文) Reform of the Swiss International Insolvency Law

研究代表者

芳賀 雅顕 (Haga, Masaaki)

慶應義塾大学・法務研究科(三田)・教授

研究者番号：30287875

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,200,000 円

研究成果の概要(和文)：近年のスイス連邦国際私法改正に伴う、国際倒産法の規律をめぐる議論の検討を行った。具体的には、国際倒産管轄、並行倒産の規律、外国倒産手続の承認などといった諸問題について、スイスにおける従来の規律およびそれに対する学説の議論内容の確認、改正法の内容と学説の議論について、ヨーロッパ倒産規則やドイツ法などの比較を通じて、日本法への示唆を検討した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

スイスはヨーロッパ連合に属しておらず、スイスの国際倒産法に関する規律においてヨーロッパ倒産規則の適用はない。そのため、同国の国際倒産ルールは、ヨーロッパ倒産規則やUNCITRALモデル法を参考にしつつ、国際私法や破産法において独自に定められている。その点で、日本法にやや類似する状況にあるといえ、同国の国際倒産法に関する規定の改正は日本法にとって裨益する点が多いと考えられる。他方で、国際倒産に関する日本での研究はそれほど多くなく、また、スイス法に関する研究はさらに乏しい状況にある。その点で本研究は、独自性を有するものである。

研究成果の概要(英文)：I examined the debate over the rules of international insolvency law in the framework of the recent amendments to Swiss Private International Law. In other words, with regard to various issues such as international insolvency jurisdiction, rules on parallel insolvency proceedings, recognition of foreign insolvency proceedings, etc., I examined the contents of the existing rules in Swiss Private International Law and academic discussions on them, and examined their implications for Japanese law by comparing the contents of the revised law and academic discussions on the European Insolvency Regulation and German law, etc.

研究分野：民事手続法

キーワード：国際倒産 国際民事手続法 国際私法 民事訴訟法 司法制度論

※科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

本研究の対象は、近年改正されたスイス国際倒産法の改正内容の比較検討である。スイスにおける国際倒産に関する規定は、連邦法である国際私法 (Bundesgesetz vom 18. Dezember 1987 über das Internationale Privatrecht; IPRG と略称される。おもな規定は 166 条から 175 条) および連邦破産法 (Bundesgesetz über Schuldbetreibung und Konkurs vom 11. April 1889; SchKG と略称される。おもな国際倒産規定として、30a 条、46 条以下、197 条) におかれている (中心となる規定は国際私法典であるため、以下では国際私法の規定を中心に言及する)。また、スイスはヨーロッパ連合に所属しておらず、ヨーロッパ倒産規則の適用はない。そのため、スイス国際倒産法は、UNCITRAL モデル国際倒産法やヨーロッパ倒産規則を参考にしながら、独自の規定を定めている。なお、ブリュッセル規則との並行条約であるルガノ条約は、倒産事件に適用されない (ルガノ条約 1 条 2 項 (b))。

改正以前のスイスの国際倒産法に関する主要な規定として、1989 年国際私法典第 11 章 (166 条以下) がある。スイス国際私法典の制定後における、スイス以外での国際倒産に関する大きな立法動向としては、UNCITRAL モデル国際倒産法 (1997 年) やヨーロッパ倒産規則 (2000 年、2015 年改正) がある。しかし、スイス法はこれらの動向を取り入れることなく 30 年近く経過した。そのため、外国での動向をも考慮の上で国際倒産に関する規定を改正する機運が高まり、スイス連邦司法省は 2015 年秋に改正仮草案を公表した。仮草案は細部では批判や反対提案が提起されたが、大きな方向性としては支持されていたと解される (vgl. Lorandi, Internationales Privat- und Zivilverfahrensrecht / Die Revision des internationalen Insolvenzrechts (Art. 166 ff. IPRG), in: FS. Jolanta Kren Kostkiewicz, 2018, S. 181, 184)。スイス連邦国際私法規定における現行の条文は、2018 年 3 月 16 日現在の規定である。

2. 研究の目的

上記 1. で述べた事情は、日本法の状況と類似する点を有する。そのため、スイスにおける国際倒産規定の改正における議論は、日本法にとっても有意義であると考えられ、本研究の比較検討の対象とした。

すなわち、これまで伝統的にドイツ法 (ヨーロッパ法も含む) の影響を大きく受けてきている日本法の解釈論・立法論の状況からは、国際倒産法の問題を検討するに際してもヨーロッパ倒産規則は比較法的検討対象として大きな意味を有する。また、日本における一連の国際倒産法制は、UNCITRAL モデル国際倒産法に準拠している。このように、わが国の国際倒産法制は、ヨーロッパ倒産規則や UNCITRAL モデル国際倒産法の強い影響下で、独自の規律を採用している。このような法状況はスイスにおけるものと同様といえる。そのため、スイスにおける国際倒産法の改正は我が国における比較法的研究にとって大いに参考になる。

3. 研究の方法

スイス国際私法典における (a) 国際倒産規定の改正前の議論状況、(b) 改正法の内容、(c) 改正法に対するスイス国内における評価、(d) 前記の点に関するヨーロッパ倒産規則や UNCITRAL モデル法との比較、また、(e) ドイツとの対比を比較検討する。

スイス法との比較検討の対象とした事項は、おもに①国際倒産管轄、②並行倒産の規律、および③外国倒産手続の承認である。また、これらの事項では今回のスイス国際倒産法の改正では改正に至らなかった問題も検討の対象とした。その理由は、そもそもスイスの国際倒産法について、日本ではほとんど紹介がなされていないためである。

したがって、研究の方法としては、①から③の事項について、(a) から (e) の観点から検討を試みるものである。また、文献による比較検討だけではなく、スイスおよびドイツの民事手続法研究者にインタビューを行い、それぞれの立場からスイス法の改正・ヨーロッパ倒産規則・UNCITRAL モデル国際倒産法に対する評価の聞き取りを行った。

4. 研究成果

現在、複数のドイツ人研究者とスイス人研究者との間で、諸論点に関するインタビューの結果に基づく検討作業を行っており、その研究成果をまとめて所属する研究機関の紀要や外国の研究雑誌 (ZZP Int) への投稿準備を行っている。

詳細は今後の成果発表に委ねるが、いくつかの問題に関するスイス法の法状況を簡単にまとめると以下ようになる。まず、国際倒産に関する基本原則として、属地主義 (Territorialitätsprinzip) と普及主義 (Universalitätsprinzip) がある。スイス法上は、破産法 197 条 1 項は普及主義を採用しているが、国際私法典は中間的な立場を採用している。すなわち、スイスは、外国倒産手続の国内的効力について共助 (Rechtshilfe) の方式によるものと

して（国際私法 170 条以下）、属地主義的な処理を残している。スイス連邦最高裁判所は、このことを「緩和された属地主義（gelockerter Territorialprinzip）」と呼んでいる（BGE 147 III 365,369）。つぎに、スイスでの主手続開始について、国際私法は規定を置いていない。そのため、破産法 46 条、同 197 条によって判断することが主張されている（Spühler/Rodriguez, Internationales Zivilprozessrecht, 3.Aufl.2022, §12 Internationales Konkursrecht, VII Hauptkonkurs in der Schweiz）。それによると、スイスに債務者の住所地があればスイスに国際倒産管轄が認められ、また、倒産財団は債務者が有する外国に所在する財産にも及ぶとされている。外国倒産手続の承認については、スイス国際私法典の旧 166 条 1 項は、間接管轄を債務者の住所地に認めていた。しかし、すでに多くの国では、倒産管轄として債務者の主たる利益の中心地（Centre of Main Interest: COMI）を採用していたことから、債務者の COMI がある国で倒産手続が開始した場合には、スイスで承認されない事態が生じた（vgl. Jacob/Hunsperger, Internationales Konkursrecht der Schweiz - Quo Vadis?, AJP 2017, 1050, 1052）。そこで、改正法は債務者の COMI がある地で開始された倒産手続を承認できるように間接管轄規定を改めた。しかし、倒産手続開始時における債務者の住所地がスイスにあるときは、外国倒産手続は承認されなかった。この場合は、倒産手続はスイスで開始されるべきであるとの理由に基づく。また、旧規定（166 条 1 項（c））では、外国倒産手続の承認には相互保証の要件が課されていたが、改正法では削除された。さらに、国際倒産手続における調整（Koordination）に関する規定を、従前の実務での扱いを取り入れて、新たに国際私法 174b 条に設けた。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計7件（うち査読付論文 3件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 アストリッド・シュタッドラー（芳賀雅顯・訳）	4. 巻 52
2. 論文標題 「モデル欧州民事訴訟規則2020—民事訴訟規則の調和に関するELI/UNIDROITプロジェクト」（翻訳）	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 慶應法学	6. 最初と最後の頁 273,299
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 —

1. 著者名 芳賀雅顯	4. 巻 25
2. 論文標題 ハーグ管轄合意条約およびハーグ判決条約の意義と日本の批准の可能性	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 国際私法年報	6. 最初と最後の頁 24,61
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 —

1. 著者名 芳賀雅顯	4. 巻 70,7
2. 論文標題 判例評釈（東京地判令和4年5月25日LEX/DB25605823）	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 JCAジャーナル	6. 最初と最後の頁 54,60
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 —

1. 著者名 芳賀雅顯	4. 巻 70,6
2. 論文標題 国際訴訟競合と2つの最高裁判決	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 JCAジャーナル	6. 最初と最後の頁 52,57
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 —

1. 著者名 芳賀雅顯	4. 巻 50
2. 論文標題 国際訴訟競合の段階的規律の可能性――ブリュッセル（I a）規則における中止規定からの示唆――	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 慶應法学	6. 最初と最後の頁 ―
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 ―

1. 著者名 芳賀雅顯	4. 巻 766
2. 論文標題 判批（最判令和3年5月25日民集75巻6号2935頁）	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 判例評論	6. 最初と最後の頁 143-148
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 ―

1. 著者名 芳賀雅顯	4. 巻 ―
2. 論文標題 「判批（最判令和3年5月25日民集75巻6号2935号）」	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 判例秘書ジャーナルHJ100135	6. 最初と最後の頁 1-10
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 ―

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計4件

1. 著者名 芳賀雅顯ほか	4. 発行年 2024年
2. 出版社 弘文堂	5. 総ページ数 872
3. 書名 民事手続法と民商法の現代的潮流（中島弘雅先生古稀記念論文集）	

1. 著者名 芳賀雅顯、越山 和広、高田 昌宏、勅使川原 和彦	4. 発行年 2022年
2. 出版社 信山社出版	5. 総ページ数 1066
3. 書名 手続保障論と現代民事手続法	

1. 著者名 芳賀雅顯、原 強、薮口 康夫、畑 宏樹、村上 正子	4. 発行年 2022年
2. 出版社 弘文堂	5. 総ページ数 700
3. 書名 民事法の現在地と未来	

1. 著者名 Masaaki Haga, Durantaye et al (Hrsg.)	4. 発行年 2022年
2. 出版社 C.H.Beck	5. 総ページ数 842
3. 書名 Verbindungslinien im Recht - Festschrift Paulus zum 70. Geburtstag	

〔産業財産権〕

〔その他〕

—

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------